

告示第1号

岩手県下水道公社排水設備工事責任技術者規則第4条、第7条及び第23条の規定に基づき、平成30年度排水設備工事責任技術者試験及び受験講習会を実施することについて、次のとおり定める。

平成30年6月28日

公益財団法人岩手県下水道公社 理事長 青柳 天

1 排水設備工事責任技術者試験

- (1) 試験期日 平成30年10月28日(日) 13時から15時30分まで
- (2) 試験会場 岩手産業文化センター 岩手県滝沢市砂込389-20
- (3) 試験科目 ア 排水設備の法令分野(関係法令)について
イ 排水設備の技術分野(調査(測量)・設計・施工)について
- (4) 試験方法 マークシート方式
- (5) 合格者の発表 平成30年11月下旬 合格者本人あてに通知するほか、公益財団法人岩手県下水道公社のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

2 受験方法

(1) 受験資格

試験を受験できる者は、試験の実施日において、年齢が満19歳以上で、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

- ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校以上の学校(以下「高等学校」という。)の土木工学科、土木科、農業土木科、農業工学科、建築科、建築工学科、設備工学科及び衛生工学科又はこれに相当すると理事長が認める課程を修了して卒業した者
 - ② 高等学校以上を卒業した者で、排水設備工事若しくは排水設備工事以外の下水道工事又は水道工事(以下「排水設備工事等」という。)の設計若しくは施工に関し、第6条に規定する試験の受験申し込みを行った日(以下「受験申込日」という。)において1年以上の実務の経験を有する者
 - ③ 学校教育法による専修学校又は各種学校において、土木又は理事長が認める課程を修了した者、及び職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による公共職業訓練施設において配管科を修了した者
 - ④ 公共団体において、引き続き2年以上、下水道の工事に関する技術上の実務に従事した者
 - ⑤ 排水設備工事等の設計又は施工に関し、受験申込日において2年以上の実務の経験を有する者
 - ⑥ 受験申込日において5年以上、土木工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - ⑦ 前各号に掲げる者に準ずるものとして、理事長が認める者
- (2) 受験資格に関わらず、次の者は受験することができない。
- ① 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権していない者
 - ② 前号に掲げる者のほか、理事長が受験を不相当と認める者

(3) 受験手続き

- ① 申込書配布場所 岩手県内市町村の下水道担当課窓口
- ② 申込期間 平成30年 8月1日(水)から平成30年 8月31日(金)まで
- ③ 申込場所 試験申込者が住民登録をしている岩手県内市町村の下水道担当課
ただし、岩手県外に住民登録をしている者は、排水設備指定工事店として登録を希望する岩手県内市町村の下水道担当課において申込みすること。
- ④ 申込方法 上記③の申込場所に直接持参すること。郵送による申込みは受理しない。
- ⑤ 提出書類

○ 排水設備工事責任技術者試験申込書	……………	1通
○ 住民票の写し(本人分)	……………	1通
(ただし、提出日前3ヶ月以内に発行のもの)		
○ 卒業又は修了を証明する書類	……………	1通
(受験資格を学歴要件により取得した者)		
○ 実務従事証明書	……………	1通
(受験資格を実務経験により取得した者)		

なお、試験申込書及び添付書類は返還しない。

(4) 手数料

- ① 受験手数料 3,000円(試験を欠席した場合、手数料の返金を行わない。)
- ② 納入方法 所定の振込用紙により、受験手続き申込期間内に納入すること。

3 受験講習会(受験申込者のうち、講習会受講を希望する者)

(1) 受験講習会

- ① 講習会期日 平成30年 9月23日(日) 10時00分から15時20分まで
- ② 講習会場 岩手産業文化センター 岩手県滝沢市砂込389-20

(2) 受講手続き

- ① 申込期間 受験手続きと同様とする。
- ② 申込書等 試験申込書の所定の欄に記入すること。
- ③ 配布場所 岩手県内市町村の下水道担当課窓口
- ④ 申込場所 受験手続きと同様とする。
- ⑤ 申込方法 受験手続きと同様とする。

(3) 手数料

- ① 受講手数料 3,000円(講習会を欠席した場合、手数料の返金を行わない。)
- ② 納入方法 受験手続きと同様とする。

4 その他

- (1) 試験と講習会を申込み場合は、受験手数料及び受講手数料合計6,000円を一括にて、所定の振込用紙により納入すること。
- (2) 試験及び講習会の前に、受験票及び受講票を発行するので各々当日会場に持参すること。
- (3) 試験及び講習会には、筆記用具及び計算機を持参すること。
- (4) 講習会で使用するテキスト等は、当日会場で配付する。
- (5) 日本下水道事業団の行う下水道技術検定第2種の試験に合格した者は、登録のみの手続きとなる。
- (6) 受験手続きについて、不明な点がある場合の照会先は次のとおり。

公益財団法人岩手県下水道公社 企画管理課 〒020-0832 盛岡市東見前3-10-2
TEL: 019-638-2623 FAX: 019-632-1157 URL <http://www.isf.or.jp/>